

# 一般競争入札

平成30年 2月20日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部  
福岡県済生会大牟田病院

院長 稲吉 康治

## 入札公告

生体情報モニター 一式の調達について一般競争入札(総合評価方式)を行うに際し、次のとおり公告します。

### 1. 競争入札に付する事項

業務の名称及び数量 : 生体情報モニター 一式  
業務の内容等 ; 入札要項書による  
履行場所 : 入札要項書による

### 2. 競争入札参加資格

- (1)平成25年度以降に福岡県内の病院(200床程度)、それに準ずる施設の当該物品に係る契約の履行実績があること。
- (2)次のいずれにも該当しないこと
  - ア.当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
  - イ.暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者
  - ウ.次の各号に該当する事実があった後2年を経過していない者  
(これは代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ)
  - エ.暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者
    - ① 公正な競争の執行を妨げた者又公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るための連合をした者
    - ② 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
    - ③ 監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
    - ④ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
    - ⑤ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
    - ⑥ 前各号に類する行為を行った者

### 3.入札手続等

(1)担当者 経理課 中村 博

(2)連絡先 TEL 0944-53-2488 FAX 0944-53-2538 E-mail h-nakamura@omuta-saiseikai.jp

(3)入札要項書

生体情報モニター 一式

済生会大牟田病院で受付する(持参のみ)

(4)資料交付期間 平成 30 年 3 月 12 日(月) 14:00 ~ 14:30

(5)入札の日時および場所等

入札日時 平成 30 年 3 月 19 日(月) 14:00~14:30

入札場所 〒837-0916 福岡県大牟田市大字田隈 810 番地

福岡県済生会大牟田病院 2 階 小会議室

入札方法

持参のみとし、郵送・電子メールによる入札は認めない。

入札書に記入する金額は、消費税等を含む金額とする。

※入札に参加できるのは、申請書または委任状に記された代理人に限る。

(6)第一交渉権の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札したもの及び提案、仕様評価の両面でポイントが高かったものを第一交渉権者とする。

(9)その他

①入札保証金及び契約保証金免除

②入札の無効

## 競争入札心得書

<p>第1条(目的)</p>	<p>社会福祉法人 恩賜財団 福岡県済生会支部 福岡県済生会大牟田病院(以下「病院」という。)が締結する契約に関する一般競争入札および指名競争入札(以下「競争入札」という。)については、この心得の定めるところにより行う。</p>
<p>第2条(競争入札)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者等」という。)は、請負契約書、仕様書および関連する業務内容等を熟覧の上、所定の書式による入札書により、入札しなければならない。 この場合において仕様書および契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。</li> <li>2. 入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札説明書等に示した時刻までに入札箱に投入し、または提出しなければならない。</li> <li>3. 入札書は、発注者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に物件名または工事名および競争入札の日時を記載し、病院あての親書で提出しなければならない。</li> <li>4. 前項の入札書は、競争入札の執行日の前日までに到着しないものは無効とする。</li> <li>5. 入札参加者等が代理人をして競争入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。</li> <li>6. 入札参加者等または入札参加者等の代理人は、同一事項の競争入札に対する他の入札参加者等の代理人をすることはできない。</li> <li>7. 入札参加者等は、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者ではないこと、または将来においても該当しないことを誓約しなければならず入札書の提出をもって誓約したものとす。</li> </ol>
<p>第3条(入札の辞退)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札参加者等は、競争入札の執行の完了に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。</li> <li>2. 入札参加者等は、競争入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に挙げるところにより申し出るものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 競争入札の執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を病院に直接持参し、または郵送(競争入札の執行日の前日迄に到着する物に限る。)して行う。</li> <li>(2) 競争入札の執行中にあっては、入札辞退書またはその旨を明記した入札書を、競争入札を執行する者に直接提出して行う。</li> <li>(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けないものではない。</li> </ol> </li> </ol>
<p>第4条(公正な入札の確保)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札参加者等は、私的独占の禁止および構成取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に抵触する行為を行ってはならない。</li> <li>2. 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず独自の価格を定めなければならない。</li> <li>3. 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</li> </ol>
<p>第5条(内訳明細書)</p>	<p>競争入札に当たっては、予め入札金額の見積内訳明細書を用意しておかねばならない。</p>
<p>第6条(競争入札の取りやめ等)</p>	<p>入札参加者等が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札または見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札もしくは見積りに参加させず、または入札もしくは見積りの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。</p>

第7条(入札書の引換の禁止)	入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札または開封の前後を問わず、引換え、変更または取り消しをすることはできない。
第8条(入札または見積りの無効)	<p>次の各号の一に該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札または見積りに参加することはできない。</p> <p>(1) 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなした時。</p> <p>(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である時。</p> <p>(3) 競争入札金額の記載を訂正したとき。</p> <p>(4) 入札者または見積者(代理人を含む。)の記名押印のないときまたは記名(法人の場合はその名称及び代表者の記名)が判然としないとき。</p> <p>(5) 再度入札または見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。</p> <p>(6) 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行った時。</p> <p>(7) 明らかに連合によると認められるとき。</p> <p>(8) 暴力団排除に係誓約について、虚偽と認められる時。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、病院の指示に違反し若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していない時。</p>
第9条(開札等及び公表)	開札および機能等の公表結果は、通知書に示した場所または日時に、入札書の投入が終わった後、入札者の面前で、結果を公表して行う。見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。落札者は、価格その他事項が病院にとって最も有利な申し込みをしたものを契約の相手とする。
第10条(再度の競争入札)	<p>1. 開札または見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札または見積りを行うものとする。</p> <p>2. 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。</p>
第11条(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)	落札となるべき同価の入札及び評価点を受けた者が2人以上ある時は直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者の内くじを引かせない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
第12条(契約保証金)	契約保証金は免除する。
第13条(入札参加者等の制限)	<p>次に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することはできない。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関し、不正の行為があった者。</p> <p>(2) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。</p> <p>(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者。</p> <p>(4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。</p> <p>(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。</p> <p>(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人・支配人その他の使用人として使用した者</p>
第14条(契約書等の提出)	落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書または請書を提出しなければならない。ただし、予め病院の書面による承諾を得たときは、この限りではない。落札者が前項の期間内に契約書を提出しない時は、落札はその効力を失う。
第15条(異議の申立)	入札参加者等は、競争入札後この心得書、仕様書、および契約書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない